⑾　契約金額の決定方法　落札者が提示した入札価格に対して、確認協議を行い、確認協議完了後の価格を契約金額とする。なお、入札価格が契約制限価格を下回る場合は、確認協議を行わない。

⑿　技術提案の履行に関する事項　受注者の責により入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⒀　技術提案にあたっての留意事項　技術提案書の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不適格とする。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４－３－１城山トラストタワー11Ｆ
中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600（代表）

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
入札参加希望者には、入札説明書、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表（以下「設計図書等」という。）を交付する。なお、割掛対象表参考内訳書も同様とする。
①　交付期間　平成29年11月15日（水）から平成30年２月23日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
②　交付場所　記４⑴に同じ。
③　交付方法　設計図書等はＣＤ―Ｒにより無料で交付する。なお、下記メールアドレスに申請することにより設計図書等（ＣＤ―Ｒ）を着払いにて郵送する。
メールアドレス：
tokyo.cd@c-nexco.co.jp
④　郵送による交付方法：会社名、住所、代表者名、担当者名、連絡先（ＴＥＬ／ＦＡＸ／E-mail）を記入し、上記メールアドレスに申請すること。
※件名は「東名高速道路（特定更新等）裾野ＩＣ～沼津ＩＣ間床版取替工事（平成29年度）」とすること。

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法等
入札参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（最新のものであって、告示（平成６年建設省告示第1461号）をいう。第１号第１号の２に規定する審査基準日が、入札日の１年７月前の日以後のものに限る）、技術資料、技術評価資料、総合評価提案資料及び競争参加資格確認申請書、参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料、技術評価資料及び総合評価提案資料は、入札説明書に基づき作成するものとする。
①　提出期間　平成29年11月15日（水）から平成30年１月17日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
②　提出場所　記４⑴に同じ。
③　提出方法　記４⑴に郵送すること。（提出期限までに必着のこと。）なお、電送によるものは受け付けない。

⑷　技術提案のプレゼンテーション　技術提案のプレゼンテーションを下記の通り実施する。
①　時期　平成30年１月24日（水）～平成30年１月25日（木）のいずれかを予定。
②　方法　技術提案の内容説明（30分以内）後に質疑応答（30分程度）を行う。
③　その他　申請者別のプレゼンテーション日時及び場所は追って通知する。

⑸　最終技術提案書及び入札書の提出期限、場所及び方法　入札書は封筒に封緘したものを提出すること。最終技術提案書及び入札書が提出期日までに提出されない場合、競争参加資格がないものと判断する。
①　提出期間　平成30年１月26日（金）から平成30年２月９日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
②　提出場所　記４⑴に同じ。
③　提出方法　記４⑴に郵送すること。（提出期限までに必着のこと。）なお、電送によるものは受け付けない。

⑹　開札（入札執行）の日時及び場所
①　開札日時　平成30年３月16日（金）10時00分
②　開札場所　中日本高速道路株式会社東京支社　７階入札室
ただし、すべての競争参加者において競争参加資格があると認められ、かつ、入札参加者として選定された場合についての開札の日時については、次に示すとおりである。
③　開札日時　平成30年２月26日（月）10時00分

5　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除。
②　契約保証金　納付。
ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した者の行った入札は無効とする。
また、入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。なお、提出された単価表を審査した結果、真摯な見積を行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。
なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

⑷　落札決定の取り消し等　申請書等に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。
また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑸　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
なお、病気、死亡、退職、出産、育児、介護等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、記２⑸に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。

⑹　申請書等は、提出者に無断で使用しない。

⑺　技術提案内容の採否については、競争参加資格確認結果通知書をもって通知する。

⑻　「調査基準価格」を下回る入札を行った者
「調査基準価格」を下回る入札を行った者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
入札価格が、重点調査価格以上調査基準価格未満の場合は、当該企業に係る経営状況の確認以外の低入札価格調査は省略する。

⑼　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

⑽　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⑾　提出された申請書等は、原則として返却しない。

⑿　手続における交渉の有無　無

⒀　契約書作成の要否　要

⒁　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無

⒂　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記４⑴に同じ。